

# 石川県公報

平成26年9月30日(火曜日)

号 外

(第 77 号)

## 目 次

公 告  
○人事行政の運営等の状況

(人 事 課) 1

## 公 告

### 人事行政の運営等の状況

石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年石川県条例第8号)第6条の規定に基づき、石川県の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

平成26年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### I 人事行政の運営の状況

知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づき平成25年度の人事行政の運営の状況を公表します。一部、平成26年4月1日現在の状況を公表します。

##### 1 職員数及び職員の任免に関する状況

本県では、より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組んでおり、「石川県行財政改革大綱2011」(平成23年3月策定)に基づく定員適正化計画において、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとしていましたが、平成26年度には、公社等外郭団体からの派遣職員の引き揚げ、民間委託や指定管理者制度の推進等により職員数の削減を実施し、1年前倒しで目標を概ね達成しました。

##### (1) 職員数の状況

平成26年度及び平成25年度における職員数の状況は、次のとおりです。

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
一 般 行 政 部 門	総務・企画等	758 <sup>人</sup>	749 <sup>人</sup>	9 <sup>人</sup>	新幹線用地対策業務等
	保健・福祉	695	718	▲ 23	国際会議の終了、公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	商工・労働	300	283	17	首都圏誘客推進等
	農水・土木	1,442	1,459	▲ 17	公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	小 計	3,195	3,209	▲ 14	
特政 別部 行門	教 育 部 門	9,180	9,198	▲ 18	欠員不補充等
	警 察 部 門	2,287	2,285	2	警察官の増員等
	小 計	11,467	11,483	▲ 16	
公 会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	1,068	1,042	26	看護体制の充実、高度医療の機能強化等
	そ の 他	66	74	▲ 8	金沢競馬大規模イベント終了等
	小 計	1,134	1,116	18	

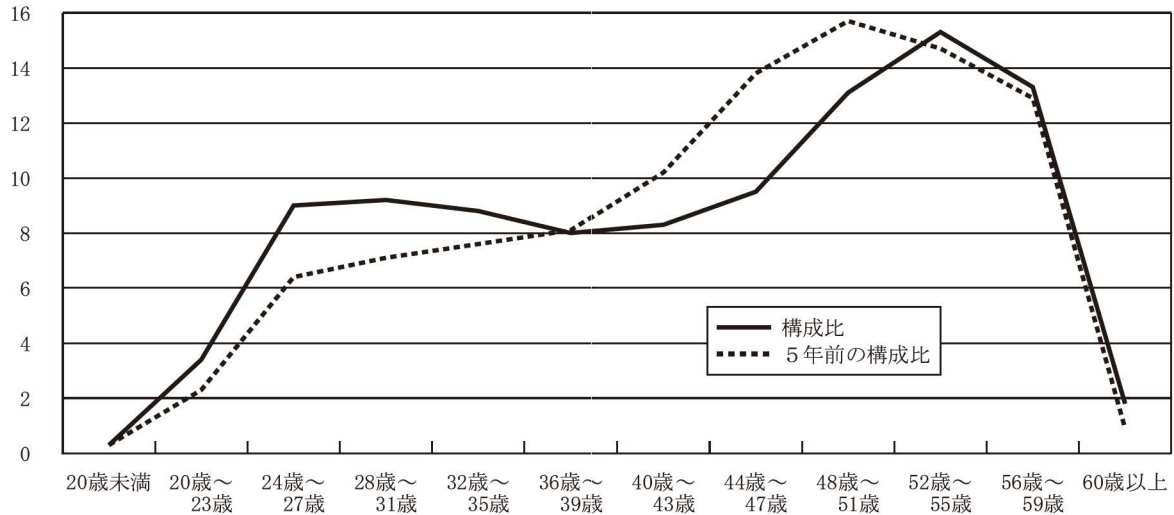
合 計	15,796 [17,204]	15,808 [17,133]	▲ 12 [71]
-----	--------------------	--------------------	--------------

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

(%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 48	人 539	人 1,422	人 1,447	人 1,391	人 1,269	人 1,314	人 1,494	人 2,069	人 2,416	人 2,105	人 282	人 15,796
構成比	% 0.3	% 3.4	% 9.0	% 9.2	% 8.8	% 8.0	% 8.3	% 9.5	% 13.1	% 15.3	% 13.3	% 1.8	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,490	3,444	3,360	3,277	3,209	3,195	▲ 295 (▲ 8.5%)
教 育	9,339	9,284	9,216	9,277	9,198	9,180	▲ 159 (▲ 1.7%)
警 察	2,296	2,287	2,287	2,289	2,285	2,287	▲ 9 (▲ 0.4%)
普通会計計	15,125	15,015	14,863	14,843	14,692	14,662	▲ 463 (▲ 3.1%)
公営企業等会計計	1,041	1,043	1,085	1,094	1,116	1,134	93 ( 8.9%)
総合計	16,166	16,058	15,948	15,937	15,808	15,796	▲ 370 (▲ 2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 職員の任免の状況

平成25年度における職員の任免の状況は、次のとおりです。

	知事部局等	教育委員会	警察本部
昇 任	491 件	302 件	206 件
配 置 換	1,061	1,576	812
採 用	272	442	146
退 職	214	415	187
計	2,038	2,735	1,351

(注) 「知事部局等」には、知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を含みます(以下同じ。)

(5) 障がい者の任用状況

平成26年6月1日現在の障がい者の雇用率は以下のとおりです。

	知事部局	教育委員会	警察本部
雇 用 率	2.32%	2.19%	2.15%

2 職員の給与の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況(普通会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	1,163,380 <sup>人</sup>	557,863,218 <sup>千円</sup>	720,179 <sup>千円</sup>	134,271,409 <sup>千円</sup>	24.1%	25.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算見込)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 平成24年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	14,691 <sup>人</sup>	60,807,788 <sup>千円</sup>	10,370,664 <sup>千円</sup>	22,514,355 <sup>千円</sup>	93,692,807 <sup>千円</sup>	6,378 <sup>千円</sup>	7,042 <sup>千円</sup>

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

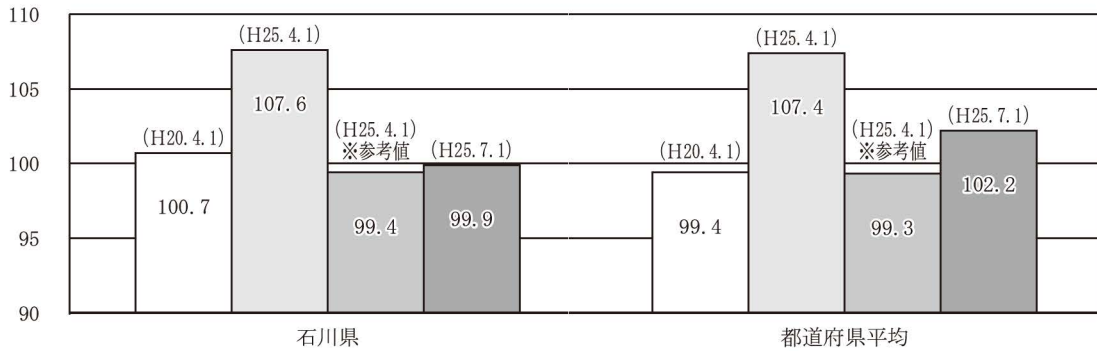
知事等特別職や一般職の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

- ・知事、副知事の給料月額を5%、また、教育長、常勤監査委員の給料月額を3%減額(平成15年1月～平成25年6月)
- ・知事、副知事、教育長、常勤監査委員の期末手当支給額を10%減額(平成17年4月～平成25年6月)
- ・一般職の管理職手当支給額を10%減額(平成17年4月～平成25年6月)

また、地方公務員給与に係る地方交付税の削減等を踏まえ、平成25年7月から一定期間、知事等特別職及び一般職の職員について、下記のとおり給料月額を減額しています。

- ・知事 20%、副知事 15%、教育長、常勤監査委員 10%減額(平成25年7月～平成26年3月)
- ・一般職 職務の級に応じて4.27～9.77%減額(平成25年7月～平成26年3月)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石 川 県	42.2 歳	323,703 円	408,021 円	354,373 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石 川 県	50.8 歳	235 人	328,257 円	375,665 円	347,023 円
うち 用 務 員	55.5	6	350,900	366,426	357,335
うち自動車運転手	48.0	78	323,601	381,896	346,461
うち 守 衛	55.9	5	345,920	405,837	373,087
うち電話交換手	58.1	4	282,850	308,901	287,172
うち学校給食員	51.6	9	329,689	343,162	335,818

ウ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	45.8 歳	389,654 円	434,607 円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	44.4 歳	370,077 円	405,639 円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石 川 県	39.9 歳	318,332 円	426,340 円	346,230 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。



## (6) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	石 川 県	国	
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200 <sup>円</sup>	172,200 <sup>円</sup>
	高 校 卒	140,100	140,100
技 能 労 務 職	高 校 卒	137,200	—
	中 学 卒	121,600	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	192,800	—
	高 校 卒	148,800	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	192,800	—
	高 校 卒	148,800	—
警 察 職	大 学 卒	187,500	197,200
	高 校 卒	158,100	161,500

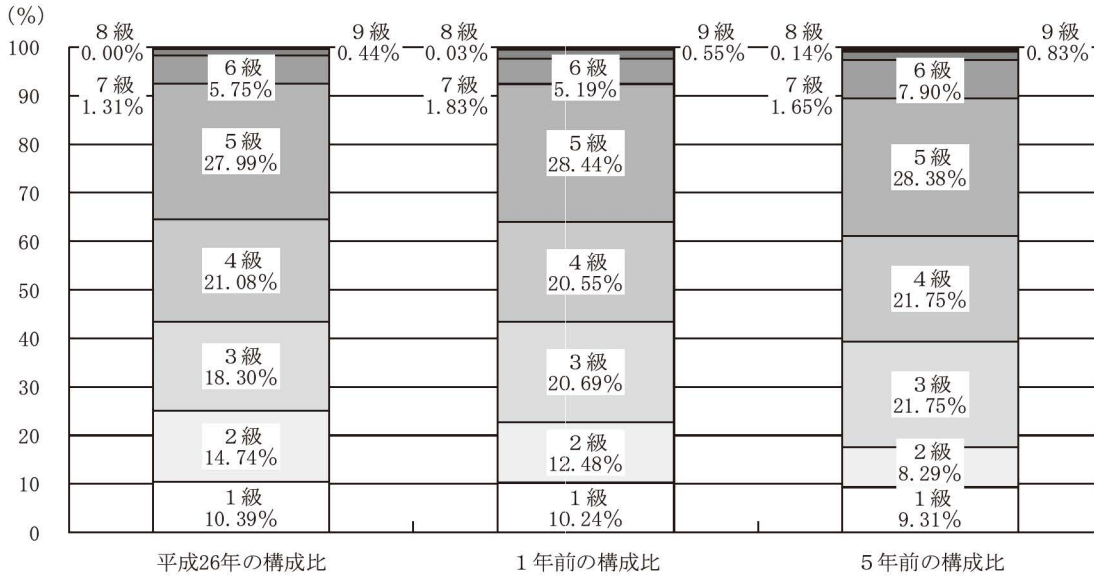
## (7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	269,352 <sup>円</sup>	366,243 <sup>円</sup>	388,376 <sup>円</sup>	408,387 <sup>円</sup>
	高校卒	219,317	316,408	358,082	385,726
技能労務職	高校卒	—(該当者なし)	284,683	294,875	332,400
	中学卒	—(該当者なし)	—(該当者なし)	—(該当者なし)	—(該当者なし)
高等学校 教 育 職	大学卒	321,003	403,209	424,457	439,968
	高校卒	—(該当者なし)	—(該当者なし)	399,360	402,803
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	312,244	393,827	413,451	428,413
	高校卒	—(該当者なし)	—(該当者なし)	—(該当者なし)	—(該当者なし)
警 察 職	大学卒	281,602	392,871	412,629	427,589
	高校卒	248,895	343,820	393,371	418,150

## (8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	本庁の部局長	15 <sup>人</sup>	0.44%	464,600 <sup>円</sup>	537,700 <sup>円</sup>
8級	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	0	0.00	413,000	478,200
7級	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	45	1.31	366,200	456,200
6級	本庁の課長	197	5.75	320,600	422,600
5級	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	959	27.99	289,200	400,600
4級	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	722	21.08	261,900	388,300
3級	本庁の係長、主任主事・主任技師	627	18.30	222,900	354,700
2級	主事・技師	505	14.74	185,800	307,800
1級	主事・技師	356	10.39	135,600	243,700

- (注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にし、下記の5段階の昇給区分を実施しています。

平成26年1月

区分 \ 昇給基準	A	B	C	D	E
特定職員	8以上	6	3	2	0
〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0

注) 特定職員とは、行政職給料表7級以上の職員及びこれに相当する職員をいいます。

(10) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,541千円		-	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成18年度から管理職を、平成24年12月期から非管理職を対象とし、勤務実績を反映しています。  
6月、12月の年2回評価を実施し、業績評価結果に基づき、職位に応じて5段階の成績率を設定しています。

イ 退職手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
1人当たり平均支給額	11,683千円	24,038千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成25年度決算見込)			1,102,013 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算見込)			135,084 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)		
東京都特別区	23 人	18 %	18 %		
大阪市	4	15	15		
名古屋市	2	12	12		
金沢市	7,724	3	3		
内灘町	203	3	3		
医師及び歯科医師	138	15	15		
上記以外の市町	7,652	0	0		
平均支給率		1.67	1.67		

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成25年度決算見込)			787,055 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算見込)			135,816 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度見込)			42.3 %	
手当の種類 (手当数)			42	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込)	左記職員に対する 支給単価
県税事務手当	県税の賦課、徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	24,036千円	給料表の級により 月額 5,000円～ 20,000円
		その他職員 (賦課徴収業務に従事する都度)		日額 750円
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務 (実技訓練に限る。)	364千円	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センター等の社会福祉主事、身体障害者福祉司等	社会福祉業務の現業	8,571千円	月額 9,800円 (随時補助する職員 日額 300円)
	児童相談所等に勤務する児童福祉司及び保育士等	児童の一時保護業務		月額 9,800円 (医療職給料表(三) 適用者 月額 4,900円) (随時補助する職員 日額 300円)



家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	4,496千円	月額 20,000円 (管理職手当受給者 月額 12,000円)
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業		日額 230円
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、県営病院等に勤務する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病患畜の病疫作業	43千円	日額 230円～300円
		狂犬病予防法等に規定する抑留・捕獲等の作業		日額 800円
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	814千円	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業		1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	H I V抗体検査の採血業務		日額 230円
老人病棟等看護業務手当	高松病院に勤務する職員	老人病棟又は重症心身障害者病棟において行う看護、生活指導等		月額 5,000円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務		月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	227千円	月額 給料の 8/100 (管理職手当受給者 5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務		日額 230円
診療業務手当	病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	9,462千円	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	52千円	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務		深夜の勤務時間により1回 2,000円～6,800円
分べん業務手当	病院に勤務する医師	分べん業務		1回 10,000円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会い又は護送の業務	96千円	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導		日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農林総合研究センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病害虫防除、滅菌又は調剤の作業等	1,481千円	日額 230円



職業訓練業務手当	産業技術専門校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	11,423千円	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者 4/100) (随時補助する職員 日額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	30千円	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくはその指導、漁業取締り又は海上警備等の作業	812千円	日額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	3,733千円	日額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所における測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査又は維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び午後5時後翌日午前6時前における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある公共土木施設における巡回監視、応急作業等	3,443千円	日額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能労務職員	内水面増殖作業(水中において行う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業)(10月1日から3月31日までの期間に限る。)	26千円	日額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域内的の管理又は監督の業務	64千円	日額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状況等の調査等	4,677千円	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	49,585千円	日額 560円

犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業	1,805千円	犯罪現場に臨場しての作業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜査、交通取締り等の作業	17,374千円	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害が発生した場合における遭難者等の捜索救助等の作業	1千円	業務内容により 日額 640円～1,680円
遭難救助等作業手当 (東日本大震災に対処するための特例)	警察職員	東京電力福島第一原子力発電所周辺での作業	—	業務内容により 日額 660円～40,000円
		遭難救助等作業手当の一部加算		業務内容により 日額 840円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	6,605千円	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	20,067千円	1体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業		1体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	49,984千円	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	75,902千円	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う識別、認定作業、搬送解体作業等	88千円	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質による被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	—	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	2,466千円	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	—	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	417千円	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	18千円	業務内容により 日額 820～1,640円

多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	2,357千円	3以上の学年編成の授業又は指導 日額 350円 2の学年編成の授業又は指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		394千円	1時間 1,000円
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童又は生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	394,799千円	日額 6,400円又は6,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 3,400円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間以内の日に行うもの		日額 2,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		91,343千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算見込)	2,352,860千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算見込)	418千円
支給実績(平成24年度決算)	2,217,010千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	388千円

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度 決算見込)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度 決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		1,419,602千円	228,857円



住居手当	<p>○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃－10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃－22,000円) × 1 / 2 + 12,000円 (最高支給限度額 28,000円)</p>	異なる	<p>○借家等居住者 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃－12,000円 ・家賃が月額23,000円超の場合 (家賃－23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 (最高支給限度額 27,000円)</p>	671,089千円	327,041円
通勤手当	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月当たりの支給額 (最高支給限度額60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合：定期券の最長通用期間(6箇月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合：1箇月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200円～44,600円</p>	異なる	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月当たりの支給額 (最高支給限度額55,000円) ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円  ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,000円～24,500円</p>	1,312,003千円	104,592円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円</p>	同じ		934,571千円	646,762円
初任給調整手当	<p>○専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に支給 (医師・歯科医師) 採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて 月額 410,900円～16,900円 (獣医師) 採用後15年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 採用からの年数に応じて 月額 30,000円～5,000円</p>	異なる	獣医師を支給対象としている	52,474千円	3,279,625円



<p>特勤手当</p> <p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1 級地 4 %、2 級地 8 %、3 級地 12 %、4 級地 16 %、5 級地 20 %、6 級地 25 %</p>	同じ		7,632 千円	293,538 円
<p>へき手当</p> <p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域 4 %、1 級地 8 %、2 級地 12 %、3 級地 16 %、4 級地 20 %、5 級地 25 %</p>			29,540 千円	331,910 円
<p>休日勤務手当</p> <p>○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135/100</p>	同じ		380,724 千円	372,893 円
<p>夜間勤務手当</p> <p>○深夜（午後 10 時後翌日午前 5 時）に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100</p>	同じ		148,450 千円	191,796 円
<p>宿日直手当</p> <p>○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1 回 2,100 円～30,000 円</p>	同じ		338,849 千円	273,486 円
<p>寒冷地手当</p> <p>○毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額 7,360 円～17,800 円</p>	同じ		41,343 千円	110,839 円
<p>定時制通信教育手当</p> <p>○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額額の 6～7 % (管理職手当受給者は 5 %)</p>			40,540 千円	346,496 円
<p>産業教育手当</p> <p>○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額額の 6～7 % (定時制通信教育手当受給者は 4 %)</p>			60,944 千円	331,217 円
<p>農林漁業普及指導手当</p> <p>○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額 16,000 円～20,000 円 (管理職手当受給者を除く。)</p>			22,657 千円	238,495 円

義務教育等教員特別手当	○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて月額2,000～8,000円			587,645千円	70,385円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	異なる	(職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～1,500km)に応じて月額6,000円～45,000円加算)	68,436千円	333,834円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて勤務1回あたり4,000円～18,000円	同じ		14,819千円	10,255円
災害派遣手当	○災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円	同じ		—	—
武力攻撃災害等派遣手当	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円	同じ		—	—
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円	同じ		—	—

(11) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事		1,300,000円
	副 知 事		1,020,000円
報 酬	議 長		910,000円
	副 議 長		860,000円
	議 員		780,000円

期 末 手 当	知 副 議	知 議	事 事 長 長 員	(平成25年度支給割合)	2.95月分
	議 副 議			(平成25年度支給割合)	2.95月分
退 職 手 当	知 副	知	事 事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
				130万円×在職月数×50/100	31,200,000円 任期毎
				102万円×在職月数×36/100	17,625,600円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(見込)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	千円 5,388,978	千円 902,789	千円 550,880	% 10.2	% 10.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 平成24年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 65	千円 243,033	千円 50,026	千円 87,913	千円 380,972	千円 5,861	千円 7,065

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

- 水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の管理職手当支給額を10%減額(平成17年4月～平成25年6月)

また、地方公務員給与に係る地方交付税の削減等を踏まえ、平成25年7月から一定期間、下記のとおり給料月額を減額しています。

- 職務の級に応じて4.27～9.77%減額(平成25年7月～平成26年3月)

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
石 川 県	48.3 歳	361,000 円	558,948 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,332 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,560 千円



(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 (平成24年度) 21,283千円
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分	
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分	
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分	
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分	
1人当たり平均支給額	23,241千円		1人当たり平均支給額	11,847千円	23,219千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額です。

なお、一般行政職については、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算見込)			3,394 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算見込)			125,718 円
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
金 沢 市	3 %	15 人	3 %
内 灘 町	3	—	3
上 記 以 外 の 市 町	0	34	0

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算見込)		2,084 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算見込)		54,836 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度見込)		57.6 %		
手当の種類 (手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度 決算見込)	左記職員に対する 支 給 単 価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	1,338千円	日額 200円～1,080円
用地取得交渉業務手	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	20千円	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	726千円	1回 1,000円



## オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算見込)	11,194 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成25年度決算見込)	196 千円
支給実績 (平成24年度決算)	9,433 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	163 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## カ その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度 決算見込)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度 決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち1人については、 11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		8,873千円	253,514円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円) ×1/2+12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	同じ		1,950千円	325,000円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月当たりの支給額 (最高支給限度額60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 定期券の最長通用期間(6箇月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 1箇月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200円~44,600円	同じ		7,290千円	121,504円

管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円	同じ		6,020千円	668,901円
初任給調整手当	○特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		—	—
特地勤務手当	○生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地4%、2級地8%、3級地12%、4級地16%、5級地20%、6級地25%	同じ		—	—
夜間勤務手当	○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		2,657千円	177,132円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1回2,650円～5,300円	異なる	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	1,973千円	116,046円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		1,907千円	76,272円
単身赴任手当	○事業所を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	同じ		329千円	109,667円

管理職員 特別勤務 手 当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ	—	—
---------------------	--	----	---	---

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として次のとおりです。

なお、本庁及び一部の出先機関においては、通勤混雑の緩和等を図るため時差通勤を実施しています。

勤 務 時 間	8 : 30～17 : 15又は9 : 00～17 : 45
休 憩 時 間	12 : 00～13 : 00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員（病院、各種施設、学校、警察本部等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇の取得状況

職員の主な休暇は、次のとおりです。

なお、職員の休暇は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和32年石川県条例第38号）及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和32年石川県人事委員会規則第4号）により定められています。

区 分	期 間	平成25年（度）の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年 次 休 暇	1 暦年につき20日	平均取得日数 7.9日	平均取得日数 9.3日	平均取得日数 5.9日
夏 季 休 暇	1 暦年につき5日以内	平均取得日数 4.5日	平均取得日数 4.8日	平均取得日数 4.1日
ボランティア休暇	1 暦年につき5日以内	取得者 1人	取得者 10人	—
子の看護休暇	原則、1 暦年につき5日以内	取得者 265人	取得者 714人	取得者 115人
育 児 時 間	1 日 2 回 各45分以内	取得者 42人	取得者 41人	—
病 気 休 暇	原則、90日以内	取得者 108人	取得者 433人	取得者 42人
介 護 休 暇	6月以内	取得者 2人	取得者 9人	—

(注) 病気休暇及び介護休暇の取得者数は、平成25年度に休暇を開始した者の人数です。

5 休業に関する状況

職員の休業制度は、次のとおりです。

なお、職員の休業制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の法律、条例及び規則により定められています。

(1) 育児休業等の取得状況

区 分	期 間	平成25年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
育 児 休 業	子が3歳に達する日まで	77 人	174 人	15 人
部 分 休 業	子が小学校就学の始期に達する日まで	19	3	5

育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達する日まで	6	2	—
---------	-------------------	---	---	---

(注) 育児休業等の取得者数は、平成25年度に休業等を開始した者の人数です。

(2) 修学部分休業等の取得状況

区 分	期 間	平成25年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
修学部分休業	2年以内	— 人	— 人	— 人
高齢者部分休業	定年から5年減じた年齢に達した日の属する年度の翌年度4月1日以降	—	—	—
自己啓発等休業	大学等課程の履修原則2年以内 国際貢献活動 3年以内	—	1	—

(注) 修学部分休業等の取得者数は、平成25年度に休業を開始した者の人数です。

6 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに、職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し、又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに、職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

平成25年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	— 人	— 人	31 人	— 人	31 人
教育委員会	—	1	77	—	78
警察本部	—	1	9	—	10
計	—	2	117	—	119

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

平成25年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	— 人	— 人	1 人	— 人	1 人
教育委員会	8	9	—	3	20
警察本部	—	—	3	—	3
計	8	9	4	3	24

7 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員には、その勤務時間中において、職務に専念する義務（地方公務員法第35条）がありますが、法律又は条例に特別の定めがある場合は、その免除が認められています。

平成25年度における職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。



職 務 専 念 義 務 免 除 理 由	平成25年度の免除件数		
	知事部局等 件	教育委員会 件	警察本部 件
研修を受ける場合 (教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項に規定する場合等)	—	238	—
厚生に関する計画の実施に参加する場合(健康管理事業等への参加)	1,985	1,516	1,449
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	31	15	—
勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合	—	—	—
国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	—	—	—
県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合	165	18	—
人事委員会が特に適当と認める場合(国民体育大会への参加等)	12	48	1,218
計	2,193	1,835	2,667

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含まない。

(2) 営利企業等の従事に関する許可

職員は、地方公務員法第38条第1項及び第2項の規定に基づき、その職員の占めている職位と当該業務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、その業務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り、任命権者の許可を得て、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することができます。

なお、平成25年度の許可件数は、次のとおりです。

知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
29 件	1 件	3 件

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含まない。

8 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の資質及び能力の向上を図り、行政需要に的確に対応できる職員を養成し、もって効率的で県民に信頼される行政の推進に資することを目的に、次のとおり研修を実施しています。

平成25年度職員研修実施状況

① 知事部局等

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数
能力開発研修	政策形成研修、実践交渉力向上研修、図解表現力向上研修、説明能力向上研修、タイムマネジメント研修	959
階層別研修	初任者研修、5年目・10年目キャリアデザイン研修、新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、再任用職員研修	1,081
ナレッジ研修	法制執務研修、公益法人会計研修、はじめての予算・決算担当者実務研修、はじめての議会用務担当者実務研修	311
情報化研修	セキュリティ研修、Word研修、Excel研修、ホームページ担当者・責任者研修	464
派遣研修	自治大学校派遣研修、専門技術派遣研修、海外派遣研修、民間企業等派遣研修、中央省庁派遣研修、語学派遣研修	36
	計	2,851

## ② 教育委員会

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数	
基 本 研 修	初任者研修	学習指導、学級経営、生徒指導、人権教育 等	5,041 <sup>人</sup>
	幼稚園等新規採用 教員研修	幼稚園等の新規採用教員に対する研修	199
	初任者研修フォロ ーアップ研修	小学校理科、中・高授業研究、中・高学級経営	385
	若手教職員研修	学習指導、児童生徒理解、組織マネジメント、人権教育	448
	10年経験者研修	教科指導等、生徒指導等、学級経営、キャリア教育、組織マネジメント	1,385
	幼稚園等10年経験 者研修	幼稚園等の10年経験者に対する研修	129
	中堅教職員研修	学習指導、生徒指導、組織マネジメント、人権教育	522
指 定 研 修	管理職研修	校長研修、副校長研修、教頭研修	501
	主任等研修	ミドルリーダー研修、主幹教諭・指導教諭研修、教務主任研修、生徒指導主 事研修、新任主任等研修	1,054
	担当者研修	中学校理科教員実験力錬成研修、外国語教育指導者研修、体育実技指導者研 修、特別支援教育担当者研修、健康・安全教育担当者研修、複式教育担当者 研修、道徳教育推進教師研修、いじめ問題対策チーム対応力向上研修、運動 部活動担当者研修	3,388
課 題 選 択 研 修	今日的課題研修	言語活動の充実、教科の授業づくり、理数教育、外国語活動、武道・ダンス、 産業教育、道徳教育、特別支援教育、教育相談、情報モラル教育、安全教育、 幼小連携、少人数授業研修 等	1,953
	発達障害指導力向 上研修	通常学級における授業のユニバーサルデザイン、行動の問題の見方と対応、 思春期に見られる課題への対応、発達障害のある子どもの保護者支援、学習 のつまずきへの支援	987
	フィンランドメソ ッド研修	中学校・高等学校の英語担当教員対象講座、小学校教員対象講座、中学校・ 高等学校教員対象講座	162
	企業トップに学ぶ 研修	講師：日機装株式会社 代表取締役社長 甲斐敏彦 氏 講師：D I C株式会社 取締役会長 杉江和男 氏	693
	メンタルトレー ニングを学ぶ研修	感情コントロールに関する研修	380
	ステップアップ研 修	学習指導、児童生徒理解、人間関係づくり	125
特 別 研 修	派遣研修	産業教育等研修、企業等派遣研修、中央派遣研修	152
	長期継続研修	カウンセラー教員養成研修、金沢大学連携ゼミナール研修、授業力錬成ゼミ ナール研修、職業英会話力向上セミナー、いしかわの里山里海学習リーダー 教員養成研修	198
	指導改善研修	指導改善のための1年間の研修	2
	理科実習助手研修	理科実習助手の職能研修	5
	転入教員等研修	本県以外で初任者研修を受講し、本年度本県採用になった教員の研修	17
自 主 研 修	木曜ミニセミナー	初任者研修のある木曜日に実施	285
	土曜セミナー	非常勤講師研修、学習指導・教材作成、ふるさと教育、生徒指導・教育相談	77
校内研修サポート	学習指導サポート、生徒指導・教育相談サポート、特別支援教育サポート、 情報教育サポート、教材開発サポート	9,595	

いしかわ師範塾	土曜セミナー、授業サポート	1,159
計		28,842

③ 警察本部

区 分		内 容	受講者の 延べ人数
警 察 大 学 校		警察運営科、警部任用科、研究科、課長補佐任用科、教官養成科、専科、指定職種任用科、国際警察センター、法科学研修所等	101 <sup>人</sup>
管 区 警 察 学 校	中部管区	警部任用科、警部補佐任用科、巡查部長任用科、係長任用科、主任任用科、専科	125
	その他	専科	32
石 川 県 警 察 学 校		初任科、初任補修科、一般職員初任科、専科等	583
マ ネ ジ メ ン ト 研 修		企業派遣研修	2
計			843

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の勤務成績の評定を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成25年度の状況は、次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康 管理 事業	定期健康診断	全職員	3,149 <sup>人</sup>	2,367 <sup>人</sup>	2,258 <sup>人</sup>
	特殊業務従事者健康診断	特殊業務従事者	1,641	—	705
	各種生活習慣病健康診断	希望職員	3,932	1,969	—
	各種健康管理研修	指定職員等	365	341	734
その他	生涯生活設計セミナー	指定年齢職員	81	63	156

(注) 健康管理事業における教育委員会の項の職員数には、県費負担教職員の数は含まない。

(2) 共済組合制度の状況

社会保険制度の一環として相互救済による共済組合制度を実施しており、平成25年度の主な事業の状況は、次のとおりです。

この財源は、職員（組合員）の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で賄われています。

ア 保健事業

主 な 項 目	対 象 者	実 施 状 況		
		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
人 間 ド ッ ク	希 望 職 員 等	2,133 人	3,332 人	1,208 人
女 性 が ん 検 診	希 望 職 員	93 人	2,315 人	96 人
保 養 所 等 利 用 助 成	職 員 、 家 族	105 件	1,699 件	—



イ 給付事業

区分	主要内容	給 付 の 状 況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健給付	療養の給付 高額療養費 出産費	91,793	1,082,565	184,915	2,102,206	51,271	640,524
休給業付	傷病手当金 育児休業手当金	857	121,062	2,082	367,171	184	29,478
災給害付	災害見舞金	—	—	3	2,195	—	—
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻 家族療養費	869	29,869	2,630	102,724	628	24,230
計		93,519	1,233,496	189,630	2,574,296	52,083	694,232

(3) 公務災害の認定状況

職員が公務遂行中及び通勤中に負傷したり、公務が原因となって発症した疾病など公務上の災害として認定した平成25年度の件数は、次のとおりです。

区分	知事部局等	教育委員会	警察本部
公務災害認定	21件	40件	32件
通勤災害認定	3件	1件	—

II 人事委員会の業務の状況

人事委員会から報告された平成25年度の業務の状況について公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用候補者試験の状況

ア 職員採用候補者試験の実施日程(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

試験名	試験公告	受付期間	試験の実施期日及び場所		1次合格発表	最終合格発表
			第1次試験	第2次試験		
大学卒程度	5月22日	5月22日 ～ 6月5日	6月30日 (県立金沢二水高校) (中央大学理工学部)	8月5日 8月6日 8月7日 8月8日 8月9日 (県庁舎)	7月25日	8月28日
職務経験者	7月9日	8月5日 ～ 9月3日	9月29日 (県立金沢泉丘高校) (都道府県会館)	11月22日 (小松産業技術専門校) 11月28日 (県庁舎)	11月1日	12月17日
高校・短大卒程度 作業療法士 臨床検査技師 小中学校栄養職員	7月9日	8月5日 ～ 9月3日	9月29日 (県立金沢泉丘高校) (県立七尾高校)	10月31日 11月1日 11月5日 (県庁舎)	10月18日	12月2日

身体障害者対象	7月9日	8月5日 ～ 9月3日	9月22日 (県立金沢西高校)	10月31日 11月1日 11月5日 (県庁舎)	10月18日	12月2日
警 察 官 A	5月22日	5月29日 ～ 6月19日	7月14日 (県立工業高校) 7月20日 (県警察学校)	8月26日 8月27日 8月28日 (県庁舎)	8月8日	9月13日
警 察 官 B	7月9日	8月5日 ～ 9月3日	9月22日 (県立金沢西高校) (県立七尾東雲高校) 9月28日 (県警察学校)	10月31日 11月1日 11月5日 (県庁舎)	10月18日	12月2日

イ 職員採用候補者試験の実施結果

試験名	試験区分	採用 予定 人員 (公告時)	第 1 次 試 験						第 2 次 試 験		最終 合格者数 f	最終 倍率 c/f
			申 込 者 数	申 込 倍 率	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	一 次 倍 率	受 験 者 数	受 験 率		
			a	b	b/a	c	c/b	d	c/d	e		
式	単位	人程度	人	倍	人	%	人	倍	人	%	人	倍
大学卒程度	行政	59	423	7.2	301	71.2	89	3.4	83	93.3	63	4.8
	学芸員	1	27	27.0	14	51.9	3	4.7	3	100.0	1	14.0
	心理	1	11	11.0	10	90.9	3	3.3	3	100.0	2	5.0
	精神保健福祉士	2	5	2.5	5	100.0	2	2.5	2	100.0	2	2.5
	農学(農業・畜産)	7	31	4.4	23	74.2	12	1.9	11	91.7	7	3.3
	林学	5	12	2.4	9	75.0	4	2.3	3	75.0	3	3.0
	水産	1	6	6.0	5	83.3	3	1.7	3	100.0	1	5.0
	総合土木	13	34	2.6	30	88.2	20	1.5	20	100.0	13	2.3
	建築	2	5	2.5	4	80.0	3	1.3	2	66.7	2	2.0
	機械	1	8	8.0	7	87.5	3	2.3	3	100.0	1	7.0
	電気	1	6	6.0	4	66.7	3	1.3	2	66.7	1	4.0
	総合化学	3	25	8.3	16	64.0	6	2.7	6	100.0	3	5.3
	薬学	5	15	3.0	13	86.7	9	1.4	8	88.9	6	2.2
	保健師	1	10	10.0	8	80.0	3	2.7	3	100.0	1	8.0
	管理栄養士	3	28	9.3	27	96.4	6	4.5	6	100.0	3	9.0
少年警察補導員	1	13	13.0	11	84.6	3	3.7	3	100.0	1	11.0	
警察法医	1	13	13.0	10	76.9	3	3.3	3	100.0	1	10.0	
計		107	672	6.3	497	74.0	175	2.8	164	93.7	111	4.5
職務経験者	行政	2	77	38.5	63	81.8	6	10.5	6	100.0	3	21.0
	職業訓練指導員 (自動車整備)	1	4	4.0	4	100.0	3	1.3	2	66.7	1	4.0
	計	3	81	27.0	67	82.7	9	7.4	8	88.9	4	16.8

高校・短大 卒 程 度	行 政	8	90	11.3	72	80.0	23	3.1	20	87.0	13	5.5
	総 合 士 木	2	13	6.5	8	61.5	4	2.0	1	25.0	1	8.0
	小中学校事務職員A	4	39	9.8	34	87.2	8	4.3	7	87.5	4	8.5
	小中学校事務職員B	4	43	10.8	38	88.4	8	4.8	8	100.0	4	9.5
	計	18	185	10.3	152	82.2	43	3.5	36	83.7	22	6.9
作 業 療 法 士	1	6	6.0	6	100.0	3	2.0	3	100.0	1	6.0	
臨 床 検 査 技 師	2	12	6.0	7	58.3	5	1.4	4	80.0	4	1.8	
小 中 学 校 栄 養 職 員	5	40	8.0	33	82.5	7	4.7	7	100.0	3	11.0	
身体障害者	行 政	1	3	3.0	2	66.7	1	2.0	1	100.0	0	0.0
警 察 官 A	警 察 官 A	60	394	6.6	289	73.4	141	2.0	115	81.6	64	4.5
	警察官A(武道指導)	1	3	3.0	3	100.0	3	1.0	3	100.0	2	1.5
	女性警察官A	11	74	6.7	45	60.8	22	2.0	17	77.3	11	4.1
	計	72	471	6.5	337	71.5	166	2.0	135	81.3	77	4.4
警 察 官 B	警 察 官 B ※	18	197	10.9	163	82.7	59	2.8	57	96.6	36	4.5
	警察官B(武道指導)	1	2	2.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	2	1.0
	女性警察官B	3	57	19.0	47	82.5	10	4.7	9	90.0	5	9.4
	計	22	256	11.6	212	82.8	71	3.0	68	95.8	43	4.9
合 計	231	1,726	7.5	1,313	76.1	480	2.7	426	88.8	265	5.0	

(注) ※については第 1 志望が石川県の者についての数値です。

(2) 技能労務職員転任特別選考試験の状況

第 1 次試験 9 月 22 日 (県庁舎)

第 2 次試験 11 月 7 日 (県庁舎)

第 1 次 試 験					第 2 次試験		最 終	最 終 倍 率
申込者数	受験者数	受験率	合格者数	1 次倍率	受験者数	受験率	合格者数	
人	人	%	人	倍	人	%	人	倍
33	28	84.8	5	5.6	5	100.0	4	7.0

(3) 職員の選考採用の状況

平成25年度における職員の選考採用の状況は次のようになります。

ア 職員の任用に関する規則 (昭和27年人事委員会規則第 4 号) 第 5 条第 1 号から第 7 号まで関係

職	選 考 人 員				
	知事部局等	教育委員会	警 察 本 部	計	
組 織 上 の 地 位	部 長 級	1 人	— 人	— 人	1 人
	次 長 級	1	—	—	1
	課 長 級	5	5	—	10
	課 長 補 佐 級	—	13	1	14
	係 長 級	1	6	2	9
	主 事	1	3	—	4
警 察 官 の 階 級	警 視	—	—	3	3
	警 部	—	—	4	4
	警 部 補	—	—	8	8
	巡 査 部 長	—	—	5	5
	巡 査	—	—	5	5
計	9	27	28	64	



## イ 職員の任用に関する規則第5条第8号及び第9号関係

職	選 考 人 員		
	知事部局等	警 察 本 部	計
医 師	8 人	— 人	8 人
看 護 師	66	—	66
研 究 員(繊維)	1	—	1
研 究 員(化学)	1	—	1
臨 床 工 学 技 士	1	—	1
歯 科 衛 生 士	1	—	1
児 童 自 立 支 援 専 門 員	2	—	2
獣 医 師	2	—	2
薬 剤 師	1	—	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー	2	—	2
診 療 放 射 線 技 師	1	—	1
診 療 情 報 管 理 士	2	—	2
サイバー犯罪捜査官	—	1	1
計	88	1	89

(注) 医師については、委任を受けた任命権者が実施しています。

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

石川県人事委員会では、平成25年10月15日、石川県議会議長及び石川県知事に対し、次のとおり給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行いました。

(報告及び勧告全文については、石川県人事委員会ホームページに掲載してあります。)

## (1) 平成25年4月の公民の給与較差分(0.04%)に基づく給与改定分

ア 〈月 例 給〉 公民較差が改定を見送った国(0.02%)と同様、極めて小さいことから、改定なし  
イ 〈期末・勤勉手当〉 民間の支給割合(3.95%)と均衡しており、改定なし

## (2) 給与減額措置終了後の給与水準

平成25年7月から実施されている臨時特例の給与減額措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の勧告に基づく民間準拠による給与水準が確保されるべき

## (3) 給与構造改革に伴う昇給抑制の回復措置

国では、平成18年度からの給与構造改革に伴う一連の関係措置が完了することから、本県においても、均衡の原則に則り、国に準じ、若年・中堅層を中心に昇給抑制を回復し、給与構造改革に伴う一連の関係措置を完了

平成26年4月1日に 38歳未満の職員 最大3号給回復  
38歳以上40歳未満の職員 最大2号給回復  
40歳以上45歳未満の職員 1号給回復

## (4) 今後の検討課題(報告)

ア 昇給制度の改正時期  
イ 給与制度の総合的見直し  
ウ 勤務実績の給与等への反映  
エ 仕事と生活の両立支援(ワークライフバランス)  
オ 職員の健康保持・増進等  
カ 超過勤務の縮減等  
キ 雇用と年金の接続

## 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度における係属件数はありません。

## 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度における係属件数は次のとおりです。

区 分	平成24年度末 係属件数	平成25年度中 申立件数	平成25年度中処理件数				平成25年度末 係属件数
			却下	取下げ	処分承認	処分取消	
辞職承認処分	1件	—	—	—	1件	—	—
転任処分	—	2件	2件	—	—	—	—
計	1件	2件	2件	—	1件	—	—